

令和5年12月議会

議案説明資料

ページ

1 補正予算案

(1)一般会計

議案第216号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案（第4号） … 1

(2)後期高齢者医療特別会計

議案第217号 令和5年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号） … 7

(3)国民健康保険事業特別会計

議案第218号 令和5年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号） … 9

2 条例案

議案第231号 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案 …13

議案第232号 福岡市健康づくりサポートセンター条例の一部を改正する条例案 …29

議案第233号 福岡市保健所及び保健センター条例案 …33

保 健 医 療 局

1. 補正予算案

(1) 一般会計

議案第 216 号 令和5年度福岡市一般会計補正予算案（第4号）

総 括

歳 入

(△印 減、単位:千円)

款	補正前の額	補正額	合 計
(20) 県支出金	10,535,580	194,774	10,730,354
(25) 諸収入	1,216,773	19,023	1,235,796
その他（本補正外）	15,300,505	—	15,300,505
歳 入 合 計	27,052,858	213,797	27,266,655

歳 出

款	補正前の額	補正額	補正額の
			特定財源
(3) こども育成費	7,093,972	937,154	214,070
(4) 保健福祉費	78,301,061	45,682	△ 273
歳 出 合 計	85,395,033	982,836	213,797

(△印 減、単位:千円)

財源内訳	合 計	補正後の財源内訳	
一般財源		特定財源	一般財源
723,084	8,031,126	2,080,972	5,950,154
45,955	78,346,743	25,185,683	53,161,060
769,039	86,377,869	27,266,655	59,111,214

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P22 ↳ P23	3 こども 成費	1 こども 成費	4 母子保健費	7,093,972	937,154 [関連歳入 (20) 県支出金 194,774 母子保健費 補助金 (25) 諸収入 19,296 高額療養費収入 18,843 返還金 453]	8,031,126
P24 ↳ P27	4 保健福祉費	1 社会福祉費	2 国民年金費	332,702	△ 275 [関連歳入 (25) 諸収入 △ 19 雇用保険料収入]	332,427
P26 ↳ P27			3 国民健康 保険費	18,063,928	15,747	18,079,675
P26 ↳ P27		2 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	7,498,325	△ 88,823 [関連歳入 (25) 諸収入 7 雇用保険料収入]	7,409,502

説 明

子ども医療費の追加

執行見込みの増による「子ども医療費助成」に係る経費の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
子ども医療費助成	5,971,185	937,154	6,908,339
委託料	172,316	17,908	190,224
扶助費	5,796,931	919,246	6,716,177
その他の経費（本補正外）	1,938	—	1,938
その他の事業（本補正外）	145,586	—	145,586
計	6,116,771	937,154	7,053,925

一般職職員給与費等の減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	140,605	△ 1,875	138,730
職員手当等	87,509	232	87,741
共済費	55,719	1,368	57,087
その他の経費（本補正外）	25,890	—	25,890
計	309,723	△ 275	309,448

国民健康保険事業特別会計への繰出金の追加

一般職職員給与費等の減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	1,025,983	△ 86	1,025,897
職員手当等	996,758	△ 91,961	904,797
共済費	400,926	3,224	404,150
その他の経費（本補正外）	97,393	—	97,393
計	2,521,060	△ 88,823	2,432,237

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P26 ↳ P29			7 保 健 所 費	2,593,379	116,346 [関連歳入 (25) 諸収入 △ 261 雇用保険料収入 64 厚生年金保険料収入 △ 325]	2,709,725
P30 ↳ P31		3 高 齢 福 祉 費	2 後 期 高 齢 者 医 療 費	4,790,584	2,687	4,793,271
その他(本補正外)				45,022,143	—	45,022,143
歳 出 合 計				85,395,033	982,836	86,377,869

説 明

1. 一般職職員給与費等の追加

28,546

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	962,001	11,454	973,455
職員手当等	699,203	15,190	714,393
共済費	361,759	1,902	363,661
その他の経費（本補正外）	16,237	—	16,237
計	2,039,200	28,546	2,067,746

2. 管理運営費の追加

87,800

「保健所一元化に向けた環境整備」に係る経費の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
保健所一元化に向けた環境整備	—	87,800	87,800
需用費〔印刷消耗品費〕	—	6,600	6,600
委託料	—	56,400	56,400
使用料及び賃借料〔借損料〕	—	200	200
備品購入費〔機械器具等〕	—	24,600	24,600
その他の事業（本補正外）	202,442	—	202,442
計	202,442	87,800	290,242

後期高齢者医療特別会計への繰出金の追加

(2) 後期高齢者医療特別会計

議案第 217 号 令和5年度福岡市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P74	3 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	4,790,584	2,687	4,793,271
その他(本補正外)				17,457,908	—	17,457,908
歳入合計				22,248,492	2,687	22,251,179

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P76 ～ P77	1 総務費	1 総務費	1 総務費	375,387	2,687	378,074
その他(本補正外)				21,873,105	—	21,873,105
歳出合計				22,248,492	2,687	22,251,179

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計繰入金の追加

(△印 減、単位:千円)

説 明				
一般職職員給与費等の追加				
	区 分	補正前の額	補正額	計
	給料	114,319	274	114,593
	職員手当等	81,017	197	81,214
	共済費	42,311	2,216	44,527
	その他の経費（本補正外）	11,509	—	11,509
	計	249,156	2,687	251,843

(3) 国民健康保険事業特別会計

議案第 218 号 令和5年度福岡市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）

（歳入）

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P80	6 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	18,063,928	15,747	18,079,675
P80	7 繰越金	1 繰越金	1 前年度 繰越金	1	90,000	90,001
その他（本補正外）				124,106,941	—	124,106,941
歳入合計				142,170,870	105,747	142,276,617

(△印 減、単位:千円)

説 明
一般会計繰入金の追加
前年度繰越金の追加

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P82 ↳ P83	1 総 務 費	1 総務管理費	1 一般管理費	1,631,742	△ 793	1,630,949
P82 ↳ P83	4 保健事業費	2 特 定 健康診査等 事 業 費	1 特 定 健康診査等 事 業 費	739,366	16,540	755,906
P82 ↳ P83	6 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還付加算金	1 償 還 金 及 び 還付加算金	230,000	90,000	320,000
その他(本補正外)				139,569,762	—	139,569,762
歳 出 合 計				142,170,870	105,747	142,276,617

(△印 減、単位:千円)

説 明

一般職職員給与費等の減額

区 分	補正前の額	補正額	計
給料	553,185	△ 57	553,128
職員手当等	390,666	△ 6,244	384,422
共済費	197,900	5,508	203,408
その他の経費（本補正外）	18,855	—	18,855
計	1,160,606	△ 793	1,159,813

特定健診・特定保健指導事業の追加

国の制度改正への対応による「特定健診事業」に係る経費の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
特定健診事業	643,436	16,540	659,976
委託料	599,685	16,540	616,225
その他の経費（本補正外）	43,751	—	43,751
その他の事業（本補正外）	61,077	—	61,077
計	704,513	16,540	721,053

償還金及び還付加算金の追加

執行見込みの増による「一般被保険者償還金及び還付加算金」に係る経費の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
一般被保険者償還金及び還付加算金	230,000	90,000	320,000
償還金、利子及び割引料	230,000	90,000	320,000
計	230,000	90,000	320,000

議案第 231 号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、福岡市国民健康保険条例の規定の整備を行う必要があるによる。

2 改正内容

出産する予定の又は出産した国民健康保険の被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る国民健康保険料を減額する措置が講じられることになったことから、規定の追加を行うもの。減額する額は、出産被保険者の出産の予定日又は出産の日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額となるもの。

3 施行期日及び適用区分

（1）施行期日

令和6年1月1日

（2）適用区分

この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第18条の5の規定は、この条例の施行の日以後の出産被保険者（改正後の条例第18条の5第1項に規定する出産被保険者をいう。）の産前産後期間（同項第1号に規定する産前産後期間をいう。）に係る保険料について適用する。

4 福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第10条の2（略） （一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2及び第18条の4の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつては、 <u>その減額する額及び第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、その減免する額</u> （基礎賦課額に係るものに限る。）を含む。	第1条～第10条の2（略） （一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2、 <u>第18条の4及び第18条の5</u> の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつては <u>その減額する額を、第21条</u> の規定により保険料を減免する場合にあつては <u>その減免する額</u> （基礎賦課額に係るものに限る。）を含む。

以下同じ。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額(一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額(基礎賦課額に係るものに限る。)に相当する額を控除した額とする。)

ア～ウ 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項_____の規定による繰入金及び____国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

第11条 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第12条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金

以下同じ。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額(一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額(基礎賦課額に係るものに限る。)に相当する額を控除した額とする。)

ア～ウ 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

第11条 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第12条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金

額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方

額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方

税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2・3 略

第13条～第14条の5 略

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2及び第18条の4 _____ の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額及び第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、その減免する額（後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 略

税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2・3 略

第13条～第14条の5 略

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する額（後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（一般被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（後期高齢者支援金等賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項

_____の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の5の3～第14条の5の10 略

（介護納付金賦課総額）

第14条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条の2 _____の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額及び第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、その減免する額（介護納付金賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（介護納付金賦課被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（介護納付金賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 _____の規定に

よる繰入金を除く。）の額

第14条の7～第16条 略

（賦課期日後において納付義務の発生、消

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の

3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第14条の5の3～第14条の5の10 略

（介護納付金賦課総額）

第14条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第18条の2 及び第18条の5の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあつてはその減額する額を、第21条の規定により保険料を減免する場合にあつてはその減免する 額（介護納付金賦課額に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額（介護納付金賦課被保険者について第21条の規定により保険料を減免する場合にあつては、当該合算額からその減免する額（介護納付金賦課額に係るものに限る。）に相当する額を控除した額とする。）

ア 略

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項 及び第72条の3の3第1項の規定に

よる繰入金を除く。）の額

第14条の7～第16条 略

（賦課期日後において納付義務の発生、消

額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の

て同じ。)に掲げる額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日

属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条第1項若しくは第14条の2第1項の基礎賦課額、第14条の5の3第1項若しくは第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第14条の7第1項の介護納付金賦課額又は第18条の2第1項各号に定める額若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める

額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで月割をもつて行う。

3・4 (略)

(低所得者に係る保険料の減額)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下同じ。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらな

の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条第1項若しくは第14条の2第1項の基礎賦課額、第14条の5の3第1項若しくは第14条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第14条の7第1項の介護納付金賦課額又は第18条の2第1項各号に定める額、第18条の4第1項第2号若しくは第2項第1号に掲げる額若しくは第18条の5第1項各号若しくは第2項各号に掲げる額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

3・4 (略)

(低所得者に係る保険料の減額)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下同じ。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらな

いものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項 若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において

いものとし、山林所得金額及び 他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は附則第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において

「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(2)・(3) 略

2～6 略

第18条の3・第18条の4 略

(新設)

「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(2)・(3) 略

2～6 略

第18条の3・第18条の4 略

(出産被保険者に係る保険料の減額)

第18条の5 当該年度において、保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者(令第29

条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2各号のいずれかに該当する場合には、出産の日。第21条の4第2項第1号において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2第1項から第3項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の保険料の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条第1項又は第14条の2第1項の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後

の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ア 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額

イ アに掲げる額に第18条の2第1項各号に該当する当該出産被保険者が属する世帯に係る保険料の納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額

3 第1項第1号及び第2号並びに前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の5の3第1項又は第14条の5の6第1項」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者であるものに限る。）をいう。この項及び次項において」と、同項及び第2項中「第11条第1項又は第14条の2第1項」とあるのは「第14条の7第1項」と、「65万円」とあるのは

第 19 条～第 21 条の 3 略
(新設)

以下略

「17万円」と、同項中「第18条の2第1項から第3項まで」とあるのは「第18条の2第6項において準用する同条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

第19条～第21条の3 略

(出産被保険者に関する届出)

第21条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、市長が別に定めるところにより、届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について同項の届出書に記載すべき事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

以下略

改正前	改正後
第一条～第二十九条の六（略） （市町村の保険料の賦課に関する基準） 第二十九条の七（略） 2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される_____被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 イ（略） ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額 (1)～(3)（略） (4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一	第一条～第二十九条の六（略） （市町村の保険料の賦課に関する基準） 第二十九条の七（略） 2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される<u>所得割額</u>、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 イ（略） ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額 (1)～(3)（略） (4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一

項及び第七十二条の三の二第一
項

の規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略)

二～九 (略)

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ (略)

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) (略)

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項

項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の

規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略)

二～九 (略)

3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該後期高齢者支援金等賦課額(第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ (略)

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) (略)

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三

_____の規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略)

二～八 (略)

4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該介護納付金賦課額(次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される_____被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項において「介護納付金賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ (略)

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) (略)

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項_____の規定による繰入金を除く。)の額

第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略)

二～八 (略)

4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該介護納付金賦課額(次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下この項において「介護納付金賦課総額」という。)は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ (略)

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) (略)

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

ハ (略) 二～八 (略) 5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一～七 (略) (新設) (以下略)	ハ (略) 二～八 (略) 5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一～七 (略) <u>八 世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額（出産した被保険者につき前三項の規定に基づき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）及び被保険者均等割額（出産被保険者につき前三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（第一号から第五号までに規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。</u> <u>九 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産被保険者の出産の予定日（厚生労働省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を基準として算定した額であること。</u> (以下略)
--	---

議案第 232 号

福岡市健康づくりサポートセンター条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

保健所の一元化に伴い、その執務場所を確保するため、健康づくりサポートセンターの施設の一部を廃止する等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 保健所の執務場所確保に伴い廃止する施設に係る規定を削除する。

＜廃止する施設＞ 講堂、研修室A、研修室C、研修室D、和室A

(2) 利用状況等を踏まえ、コミュニティプラザ及び展示室に係る規定を削除する。

3 施行期日

(1) 研修室A、研修室C、研修室D及び和室Aに係る改正規定 令和6年2月1日

(2) 講堂及びコミュニティプラザ、展示室に係る改正規定 令和6年4月1日

〔 参 考 〕

貸室の状況

現 在	令和6年2月以降	令和6年4月以降
ホール	ホール	ホール
講堂	<u>講堂</u>	
コミュニティプラザ	<u>コミュニティプラザ</u>	
<u>研修室A</u>		
研修室B	研修室 ※名称変更	研修室
<u>研修室C</u>		
<u>研修室D</u>		
視聴覚室A	視聴覚室A	視聴覚室A
視聴覚室B	視聴覚室B	視聴覚室B
調理実習室	調理実習室	調理実習室
実習室	実習室	実習室
<u>和室A</u>		
和室B	和室A ※名称変更	和室A
和室C	和室B ※名称変更	和室B

4 福岡市健康づくりサポートセンター条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新																																			
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）																																			
（施設）	（施設）																																			
第3条 センターにホール、 <u>講堂</u> 、 <u>コミュニティプラザ</u> 、研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室、和室、 <u>展示室</u> 、健診・検査室、駐車場その他の施設を置く。	第3条 センターにホール_____、研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室、和室_____、健診・検査室、駐車場その他の施設を置く。																																			
（利用の許可）	（利用の許可）																																			
第4条 センターの施設（ホール、 <u>講堂</u> 、 <u>コミュニティプラザ</u> 、研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室及び和室に限る。）を専用的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。	第4条 センターの施設（ホール_____、研修室、視聴覚室、調理実習室、実習室及び和室に限る。）を専用的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。																																			
2（略）	2（略）																																			
第5条～第23条（略）	第5条～第23条（略）																																			
別表第1（略）	別表第1（略）																																			
別表第2	別表第2																																			
専 用 使 用 料	専 用 使 用 料																																			
1 <u>ホール等使用料</u>	1 <u>ホール使用料</u>																																			
<table><tr><td>区 分</td><td>午前9時から正午まで</td><td>午後1時から午後5時まで</td><td>午後6時から午後10時まで</td><td>午前9時から午後5時まで</td><td>午後1時から午後10時まで</td><td>午前9時から午後10時まで</td></tr><tr><td>ホール</td><td>円 5,500</td><td>円 22,000</td><td>円 27,500</td><td>円 27,500</td><td>円 49,500</td><td>円 55,000</td></tr><tr><td>講 堂</td><td>4,800</td><td>9,700</td><td>12,200</td><td>13,300</td><td>20,300</td><td>23,900</td></tr></table>	区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	ホール	円 5,500	円 22,000	円 27,500	円 27,500	円 49,500	円 55,000	講 堂	4,800	9,700	12,200	13,300	20,300	23,900	<table><tr><td>区 分</td><td>午前9時から正午まで</td><td>午後1時から午後5時まで</td><td>午後6時から午後10時まで</td><td>午前9時から午後5時まで</td><td>午後1時から午後10時まで</td><td>午前9時から午後10時まで</td></tr><tr><td>ホール</td><td>5,500円</td><td>22,000円</td><td>27,500円</td><td>27,500円</td><td>49,500円</td><td>55,000円</td></tr></table>	区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	ホール	5,500円	22,000円	27,500円	27,500円	49,500円	55,000円
区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで																														
ホール	円 5,500	円 22,000	円 27,500	円 27,500	円 49,500	円 55,000																														
講 堂	4,800	9,700	12,200	13,300	20,300	23,900																														
区 分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで																														
ホール	5,500円	22,000円	27,500円	27,500円	49,500円	55,000円																														
2 <u>コミュニティプラザ使用料</u> （略）	（削る）																																			

3 研修室等使用料							2 研修室等使用料						
区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室A	円 1,200	円 2,250	円 2,150	円 3,200	円 4,100	円 4,800	研修室	円 500	円 950	円 850	円 1,300	円 1,700	円 2,000
研修室B	500	950	850	1,300	1,700	2,000							
研修室C	500	950	850	1,300	1,700	2,000							
研修室D	500	950	850	1,300	1,700	2,000							
視聴覚室A	850	1,600	1,500	2,300	2,950	3,450	視聴覚室A	850	1,600	1,500	2,300	2,950	3,450
視聴覚室B	600	1,200	1,150	1,700	2,200	2,600	視聴覚室B	600	1,200	1,150	1,700	2,200	2,600
調理実習室	1,350	2,800	2,600	3,950	5,100	5,900	調理実習室	1,350	2,800	2,600	3,950	5,100	5,900
実習室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850	実習室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
和室A	450	800	700	1,000	1,200	1,600							
和室B	400	600	550	800	1,100	1,300	和室A	400	600	550	800	1,100	1,300
和室C	450	1,000	900	1,350	1,600	1,950	和室B	450	1,000	900	1,350	1,600	1,950
備考 1 ホール及び講堂の許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の10割増しの額とする。 2～4 (略)							備考 1 ホール_____の許可利用者が入場者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の10割増しの額とする。 2～4 (略)						
別表第3 (略)							別表第3 (略)						

議案第 233 号

福岡市保健所及び保健センター条例案

1 改正理由

保健所の広域的機能及び専門的機能を強化し、もって健康危機管理体制を確保するため、保健所を一元化する等の必要があるによる。

2 改正内容

(1) 保健所の名称等の改正（福岡市保健所設置条例第1条、第2条及び第3条関係）

各区に設置する保健所の再編に併せ、保健所及び保健センターの名称、位置及び所管区域に係る規定を改めるもの。

(2) 保健所の一元化に係る対応（福岡市保健所運営協議会条例第1条、第2条及び第8条関係）

保健所の一元化により、保健所に置く保健所運営協議会も一元化されることに伴い、保健所運営協議会の区別に関する規定を改めるもの。

3 施行期日

公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日

4 福岡市保健所及び保健センター条例案

※下線部分が改正部分

(1) 福岡市保健所及び保健センター条例 新旧対照表

旧			新
第1条 本市に次の保健所を設置する。			（保健所の設置） 第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、福岡市保健所（以下「保健所」という。）を福岡市中央区舞鶴二丁目に設置する。 2 保健所の所管区域は、本市の全域とする。
名称	位置	所管区域	
東保健所	福岡市東区 箱崎二丁目	東区の区域	
博多保健所	福岡市博多区 博多駅前二丁目	博多区の区域	
中央保健所	福岡市中央区 舞鶴二丁目	中央区の区域	
南保健所	福岡市南区 塩原三丁目	南区の区域	
城南保健所	福岡市城南区 鳥飼五丁目	城南区の区域	
早良保健所	福岡市早良区 百道一丁目	早良区の区域	

西保健所	福岡市西区 内浜一丁目	西区の区域																								
(新設)																										
(保健センターの設置) 第2条 地域保健法第18条第1項の規定に基づき、保健センターを設置する。 2 保健センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東保健センター</td><td>福岡市東区 箱崎二丁目</td><td>東区の区域</td></tr> <tr> <td>博多保健センター</td><td>福岡市博多区 博多駅前二丁目</td><td>博多区の区域</td></tr> <tr> <td>中央保健センター</td><td>福岡市中央区 舞鶴二丁目</td><td>中央区の区域</td></tr> <tr> <td>南保健センター</td><td>福岡市南区 塩原三丁目</td><td>南区の区域</td></tr> <tr> <td>城南保健センター</td><td>福岡市城南区 鳥飼六丁目</td><td>城南区の区域</td></tr> <tr> <td>早良保健センター</td><td>福岡市早良区 百道二丁目</td><td>早良区の区域</td></tr> <tr> <td>西保健センター</td><td>福岡市西区 内浜一丁目</td><td>西区の区域</td></tr> </tbody> </table> (委任) 第2条 保健所の組織及び分掌事務については、規則で定める。			名称	位置	所管区域	東保健センター	福岡市東区 箱崎二丁目	東区の区域	博多保健センター	福岡市博多区 博多駅前二丁目	博多区の区域	中央保健センター	福岡市中央区 舞鶴二丁目	中央区の区域	南保健センター	福岡市南区 塩原三丁目	南区の区域	城南保健センター	福岡市城南区 鳥飼六丁目	城南区の区域	早良保健センター	福岡市早良区 百道二丁目	早良区の区域	西保健センター	福岡市西区 内浜一丁目	西区の区域
名称	位置	所管区域																								
東保健センター	福岡市東区 箱崎二丁目	東区の区域																								
博多保健センター	福岡市博多区 博多駅前二丁目	博多区の区域																								
中央保健センター	福岡市中央区 舞鶴二丁目	中央区の区域																								
南保健センター	福岡市南区 塩原三丁目	南区の区域																								
城南保健センター	福岡市城南区 鳥飼六丁目	城南区の区域																								
早良保健センター	福岡市早良区 百道二丁目	早良区の区域																								
西保健センター	福岡市西区 内浜一丁目	西区の区域																								
(保健センターの設置) 第2条 地域保健法第18条第1項の規定に基づき、保健センターを設置する。 2 保健センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東保健センター</td><td>福岡市東区 箱崎二丁目</td><td>東区の区域</td></tr> <tr> <td>博多保健センター</td><td>福岡市博多区 博多駅前二丁目</td><td>博多区の区域</td></tr> <tr> <td>中央保健センター</td><td>福岡市中央区 舞鶴二丁目</td><td>中央区の区域</td></tr> <tr> <td>南保健センター</td><td>福岡市南区 塩原三丁目</td><td>南区の区域</td></tr> <tr> <td>城南保健センター</td><td>福岡市城南区 鳥飼六丁目</td><td>城南区の区域</td></tr> <tr> <td>早良保健センター</td><td>福岡市早良区 百道二丁目</td><td>早良区の区域</td></tr> <tr> <td>西保健センター</td><td>福岡市西区 内浜一丁目</td><td>西区の区域</td></tr> </tbody> </table> (委任) 第3条 保健所及び保健センターの組織及び分掌事務については、規則で定める。			名称	位置	所管区域	東保健センター	福岡市東区 箱崎二丁目	東区の区域	博多保健センター	福岡市博多区 博多駅前二丁目	博多区の区域	中央保健センター	福岡市中央区 舞鶴二丁目	中央区の区域	南保健センター	福岡市南区 塩原三丁目	南区の区域	城南保健センター	福岡市城南区 鳥飼六丁目	城南区の区域	早良保健センター	福岡市早良区 百道二丁目	早良区の区域	西保健センター	福岡市西区 内浜一丁目	西区の区域
名称	位置	所管区域																								
東保健センター	福岡市東区 箱崎二丁目	東区の区域																								
博多保健センター	福岡市博多区 博多駅前二丁目	博多区の区域																								
中央保健センター	福岡市中央区 舞鶴二丁目	中央区の区域																								
南保健センター	福岡市南区 塩原三丁目	南区の区域																								
城南保健センター	福岡市城南区 鳥飼六丁目	城南区の区域																								
早良保健センター	福岡市早良区 百道二丁目	早良区の区域																								
西保健センター	福岡市西区 内浜一丁目	西区の区域																								

(2) 福岡市保健所運営協議会条例 新旧対照表

旧	新
(設置) 第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、<u>保健所に保健所運営協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。 (協議会の名称) 第2条 <u>協議会の名称は、その置かれた保健所の名称による。</u>	(設置) 第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、<u>福岡市保健所に福岡市保健所運営協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。 (削る)

<u>第3条</u>～<u>第7条</u> （略） （庶務） <u>第8条</u> 協議会の庶務は、<u>その置かれた保健所</u>において行う。 <u>第9条</u> （略）	<u>第2条</u>～<u>第6条</u> （略） （庶務） <u>第7条</u> 協議会の庶務は、<u>福岡市保健所</u>において行う。 <u>第8条</u> （略）
--	---

1 健康危機管理体制の強化にあたっての基本的な考え方

検討に至る経緯

(1) 保健所体制に係る新型コロナウイルス感染症対応の振り返り (○: 主な成果、▲: 主な課題)

- : 感染動向や国の方針等を踏まえた**業務の重点化等の実施**
- : **委託化やICTの活用等**による効果的、効率的な業務実施
- : **増員、応援職員・外部人材の活用**による体制の強化
- ▲: **平時から有事へのスムーズな移行** (人員・組織体制)
- ▲: **区を超えた健康危機事案への対応** (情報集約、区間調整)
- ▲: 感染動向等を踏まえた**全市的な対応方針の変更等**に係る機動的な対応

(2) 新興感染症への備え

- 区を超える広域的な健康危機事案に対して、**情報の一元的な収集、分析、判断が可能な体制の構築、及び有事における即応体制の強化**が必要
- 国内外の人々が活発に往来するゲートウェイ都市として新興感染症の発生リスクに備え、県、医療機関、市医師会、検疫所や国立感染症研究所など、**関係機関・団体との業務連携の強化**が必要

(3) 改正感染症法等において国が示した考え

- 今後の新興感染症発生などの健康危機に対応可能な体制の構築に向け、有事における人員体制の確保やマネジメント体制の強化、人材育成など**平時のうちから計画的に保健所体制を整備**しておくことが必要

(4) 改正感染症法等によって、自治体が求められている取組み

令和5年度

「感染症予防のための施策の実施に関する計画」(予防計画)の策定

令和6年度以降

予防計画に基づく研修・訓練の実施、関係機関・団体等との連携強化
実施状況を踏まえ、適宜、計画を見直し実効性を担保

方向性1

○7区にある保健所を「福岡市保健所」に一元化し、
広域的・専門的機能を強化

- 区を超える広域的な対応、医師による専門的判断が必要な**感染症に係る施策の企画・決定から各業務の実施までを一体的に行う体制**を整備
- 健康危機事案発生時の業務統括、区役所への支援等を、**市保健所による一元的な指揮命令系統の下で行う体制**を整備
- 行政処分を伴う精神保健福祉・食品衛生に係る業務の実施体制を強化

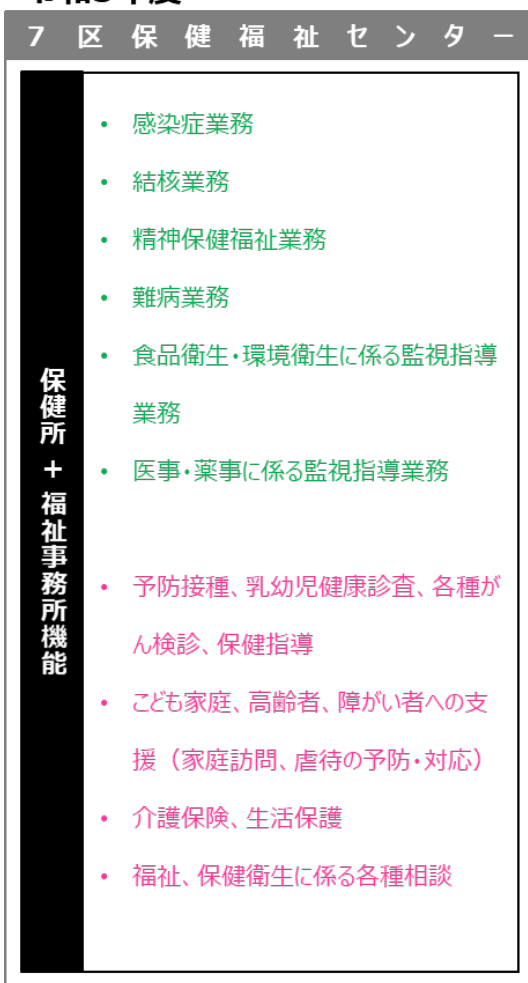
方向性2

○7区保健福祉センターの市民への保健福祉サービス機能を維持・充実

- これまでと同様、**7区で、市民への保健・福祉サービスを提供**
- 相談対応、家庭訪問、虐待対応など**対人支援業務を充実**

2 福岡市保健所の設置に伴う業務体制イメージ

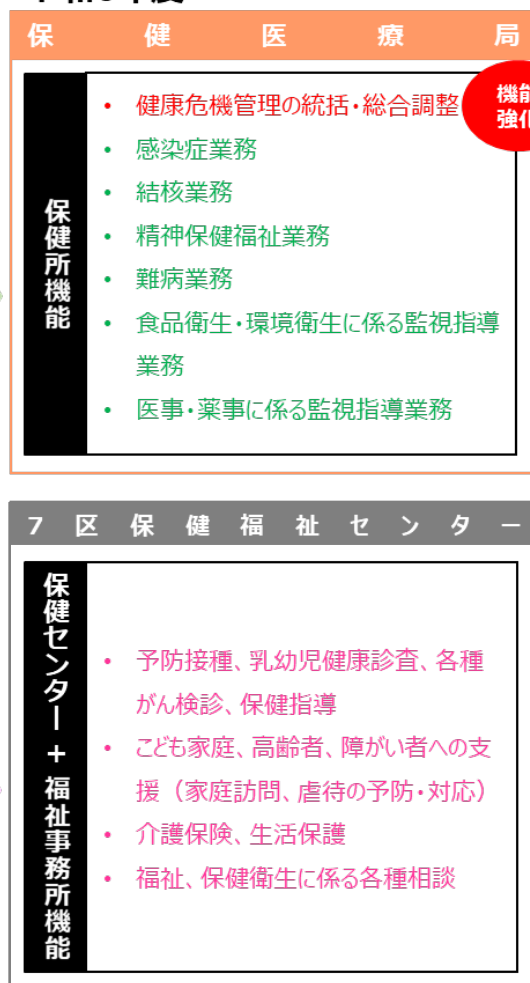
令和5年度



広域的・専門的機能を一元化

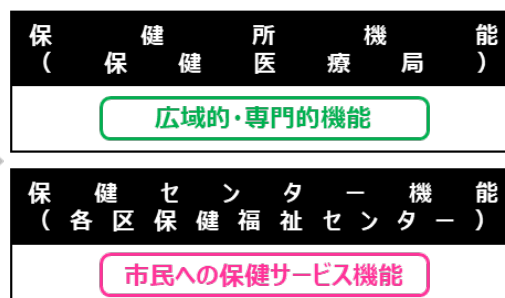
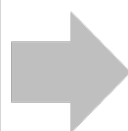
市民への保健福祉サービス機能を維持・充実

令和6年度



※ 食品衛生・環境衛生、医事・薬事に係る相談窓口である衛生課は、区役所に存置。

<参考> 保健所機能についての整理



3 保健所運営協議会の運営

方向性 ○地域保健法に基づき「福岡市保健所運営協議会」に一元化

区単位で設置している7つの保健所運営協議会を、福岡市保健所の設置（1保健所体制への移行）に合わせ、地域保健法に基づき「福岡市保健所運営協議会」に一元化する。